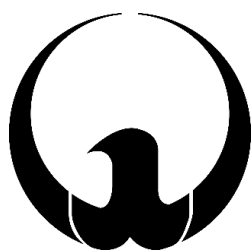
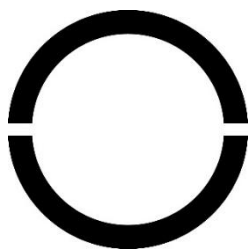


信州やまなみ国スポ トライアスロン競技

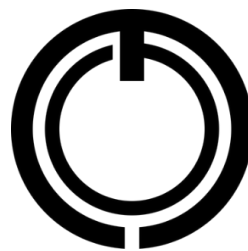
3市町合同実行委員会
設立総会・第1回総会



諏訪市



岡谷市



下諏訪町

日時：令和8年5月11日(月) 午後3時～

場所：下諏訪総合文化センター 小ホール



行こう。それぞれの頂へ。



長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

信州やまなみ国スポ・全障スポ

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会



JAPAN
GAMES

目 次

◇設立総会

| | |
|--|----------|
| 次 第 | ・ ・ ・ 1 |
| 説明事項 | |
| 第 8 2 回国民スポーツ大会の概要 | ・ ・ ・ 2 |
| 第 8 2 回国民スポーツ大会開催決定及び トライアスロン競技 3 市町合同実行委員会発足までの経過 | ・ ・ ・ 7 |
| 第 8 2 回国民スポーツ大会開催に向けた今後のスケジュール | ・ ・ ・ 8 |
| 議 事 | |
| 議案第 1 号 信州やまなみ国スポ トライアスロン競技 3 市町合同実行委員会設立趣意書（案）について | ・ ・ ・ 9 |
| 議案第 2 号 信州やまなみ国スポ トライアスロン競技 3 市町合同実行委員会会則（案）について | ・ ・ ・ 10 |
| 議案第 3 号 信州やまなみ国スポ トライアスロン競技 3 市町合同実行委員会名簿（案）について | ・ ・ ・ 17 |

◇第 1 回総会

| | |
|---|----------|
| 次 第 | ・ ・ ・ 21 |
| 議 事 | |
| 議案第 1 号 信州やまなみ国スポ トライアスロン競技 3 市町合同開催基本方針（案）について | ・ ・ ・ 22 |
| 議案第 2 号 信州やまなみ国スポ トライアスロン競技 3 市町合同実行委員会 令和 8 年度事業計画（案）について | ・ ・ ・ 23 |
| 議案第 3 号 信州やまなみ国スポ トライアスロン競技 3 市町合同実行委員会 令和 8 年度収支予算（案）について | ・ ・ ・ 24 |
| 議案第 4 号 信州やまなみ国スポ トライアスロン競技 3 市町合同実行委員会 総会から常任委員会への委任事項（案）について | ・ ・ ・ 25 |
| 報告事項 | |
| 信州やまなみ国スポ トライアスロン競技 3 市町合同実行委員会事務局規程 | ・ ・ ・ 26 |

設 立 総 会

信州やまなみ国スポ トライアスロン競技
3 市 町 合 同 実 行 委 員 会
設立総会 次第

令和8年5月11日（月）

下諏訪総合文化センター 小ホール

1 開 会

2 3市町代表者あいさつ（諏訪市長）

3 大会概要

（1）第82回国民スポーツ大会の概要

（2）第82回国民スポーツ大会開催決定及び

トライアスロン競技3市町合同実行委員会発足までの経過

（3）第82回国民スポーツ大会開催に向けた今後のスケジュール

4 仮議長選出

5 議 事

議案第1号 信州やまなみ国スポ トライアスロン競技
3市町合同実行委員会設立趣意書（案）について

議案第2号 信州やまなみ国スポ トライアスロン競技
3市町合同実行委員会会則（案）について

議案第3号 信州やまなみ国スポ トライアスロン競技
3市町合同実行委員会名簿（案）について

6 その他

7 閉 会

第82回国民スポーツ大会の概要

1 国民スポーツ大会の概要

国民スポーツ大会は、都道府県対抗、各都道府県持ち回りで毎年開催されている国内最大のスポーツの祭典で、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的としています。

昭和21年（1946年）に京都府を中心に第1回大会が開催され、昭和36年（1961年）からは、スポーツ振興法（平成23年（2011年）からスポーツ基本法）に基づく重要行事の一つとして、日本スポーツ協会・文部科学省・開催地都道府県の三者共催で行われ、昭和63年（1988年）の第43回京都大会から二巡目に入っています。

令和5年（2023年）鹿児島県の特別大会まで「国民体育大会」の名称で開催され、令和6年（2024年）佐賀県の第78回大会からは「国民スポーツ大会」に名称が変更になりました。

2 主 催

国民スポーツ大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省及び開催地都道府県となります。また、各競技会については、公益財団法人日本スポーツ協会加盟競技団体、会場地市町村を含めたものになります。

3 会 期（本会期）

令和10年10月1日（日）～10月11日（水） 11日間

※一部の競技は会期前競技として9月上旬から実施

4 愛称・スローガン・マスコットキャラクター

■愛称

信州やまなみ国スポ・全障スポ

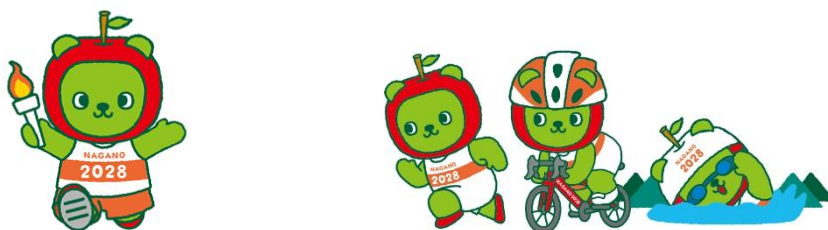
日本の屋根と呼ばれ、多くの美しい山々を有する長野県。
大会に関わるすべての人が、信州の山脈のようにつらなり、手を取り合い、
未来へとつながる大会を目指します。

■スローガン

行こう。それぞれの頂へ。

頂点を目指すだけが大会の意味ではなく、それぞれがそれぞれに想うゴール
があります。選手や観戦する人、ボランティアなど、大会に関わるすべての
人が、自分の思い描く頂（いただき）を目指す様子をイメージしています。

■マスコットキャラクター



長野県PRキャラクター「アルクマ」©長野県アルクマ

■ロゴデザイン

行こう。それぞれの頂へ。



信州やまなみ国スポ・全障スポ

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会

5 実施競技

○国スポ正式競技（37競技）

| | | | |
|------------|----------|------------|------------|
| 陸上競技 | 水泳 | サッカー | テニス |
| ローイング | ホッケー | ボクシング | バレーボール |
| 体操 | バスケットボール | レスリング | セーリング |
| ウエイトリフティング | ハンドボール | 自転車 | ソフトテニス |
| 卓球 | 軟式野球 | 相撲 | フェンシング |
| 柔道 | ソフトボール | バドミントン | 弓道 |
| ライフル射撃 | 剣道 | ラグビーフットボール | スポーツクライミング |
| カヌー | アーチェリー | 空手道 | 柔剣道 |
| クレール射撃 | なぎなた | ボウリング | ゴルフ |
| トライアスロン | | | |

○公開競技（8競技）

| | | | |
|---------|--------|-----------|-----------|
| 綱引 | ゲートボール | 武術太極拳 | パワーリフティング |
| バウンドテニス | エアロビック | スポーツチャンバラ | ダンススポーツ |

○デモンストレーションスポーツ（21競技）

| | | |
|-----------------|-------------|-----------------------|
| マレットゴルフ | 少林寺拳法 | スポーツウエルネス吹矢 |
| チャレンジフェスティバル | スマートフェンシング | 森林セラピー |
| スポーツフェスティバル | テコンドー | 囲碁ボール |
| 駅伝 | 木ゾリ | フロアホッケー |
| ボルダリング | カーリング | 日本拳法 |
| 飯綱町スポーツレクリエーション | ボッチャ | バイアスロン |
| ヒップホップダンス | ニュースポーツイベント | たかもりのMIZBEで体験！水上スポーツ！ |

○特別競技

| |
|--------|
| 高等学校野球 |
|--------|

～ 参考 ～

- ・ **正式競技**：都道府県対抗の得点対象となる競技。
- ・ **公開競技**：都道府県代表の参加により中央競技団体主導で開催するもの。
都道府県対抗の得点対象とはならない。
- ・ **特別競技**：高等学校野球。都道府県対抗の得点対象とはならない。
- ・ **デモストレーションスポーツ**：
開催県内在住者を参加対象として、県・会場地市町村・県競技団体等が開催合意した競技種目を開催。都道府県対抗の得点対象とはならない。

6 3市町合同開催競技

当実行委員会では、以下の競技を開催します。

○国スポ本大会（会期前開催となります。）

| No. | 競技種目 | 種別 | 会場 | 会期 |
|-----|---------|--------------|--------------------|-------------------|
| 1 | トライアスロン | 成年男子 成年女子 | 諏訪湖特設 トライアスロン会場 | 令和10年9月10日 (日) |

(競技概要)

○スイム 1.5 km (下諏訪町砥川ふれあい渚先 諏訪湖 周回)

↓

○バイク 40 km (下諏訪町→諏訪市折り返しで周回)

↓

○ラン 10 km (下諏訪町→岡谷市折り返しで周回)

信州やまなみ国スポ 競技会場地市町村

正式 国スポ 正式競技(本大会)

冬季 国スポ 正式競技(冬季大会)

公開 国スポ 公開競技

特別 国スポ 特別競技

(2026年4月時点)



大会概要（２）

第 8 2 回国民スポーツ大会開催決定及び
トライアスロン競技 3 市町合同実行委員会発足までの経過

| 年度 | 月 | 内 容 |
|-----------|-----|---|
| 平成 2 9 年度 | 5 | 知事、県教育長、（公財）県体育協会専務理事、（公財）県障がい者スポーツ協会常務理事が文部科学大臣あてに、第 8 2 回国民体育大会及び第 2 7 回全国障害者スポーツ大会開催要望書を提出 |
| | 7 | （公財）日本体育協会理事会において、2027 年の第 8 2 回国民体育大会の開催地として長野県が内々定 |
| | 1 2 | 第 8 2 回国民体育大会・第 2 7 回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会設立総会・第 1 回総会及び第 1 回常任委員会を開催 |
| 令和 2 年度 | 6 | （公財）日本スポーツ協会、（公財）日本障がい者スポーツ協会、文部科学省・スポーツ庁、鹿児島県の 4 者が、令和 2 年の大会開催延期に合意 |
| | 8 | 長野県国民スポーツ大会準備室及び長野県トライアスロン協会、3 市町で競技の受入れに向けて協議開始 |
| | 1 0 | 日本スポーツ協会国体委員会で長野県国体の 1 年延期が決定 |
| 令和 3 年度 | 1 | 長野県国民スポーツ大会準備室及び 3 市町で協議を行い、3 市町共同での開催を受諾することで決定 |
| | 2 | 競技会場地市町村として内定 ・トライアスロン競技（成年男子・成年女子） 諏訪湖特設トライアスロン会場 |
| 令和 4 年度 | 6 | 競技開催に向けた 3 市町協議開始 |
| | 1 | 中央競技団体正規視察（トライアスロン） スポーツ基本法の一部を改正する法律が施行され、令和 6 年の第 7 8 回佐賀県大会から「国民スポーツ大会」に名称変更 |
| 令和 5 年度 | 7 | （公財）日本スポーツ協会理事会において、令和 10 年の第 82 回国民スポーツ大会の開催地として長野県が内定 |
| 令和 7 年度 | 7 | （公財）日本スポーツ協会理事会において、第 8 2 回国民スポーツ大会の長野県開催及び大会会期が正式決定 |
| | 1 2 | （公財）日本スポーツ協会国民スポーツ大会委員会において、各競技会の会期が決定 |
| 令和 8 年度 | 4 | 信州やまなみ国スポ トライアスロン競技 3 市町合同推進室設立 |
| | 5 | 信州やまなみ国スポ トライアスロン競技 3 市町合同実行委員会設立総会・第 1 回総会開催 |

大会概要（3）

第82回国民スポーツ大会開催に向けた今後のスケジュール

| 年度 | 主要日程 | トライアスロン競技 3市町合同実行委員会 | 実行委員会事務局 (3市町合同推進室(※)) |
|-----------------------------------|------------------------------|---|---------------------------------|
| 令和5年度 (2023年) 【5年前】 鹿児島県 | 開催内定 | | 3市町協議 |
| 令和6年度 (2024年) 【4年前】 佐賀県 | | | |
| 令和7年度 (2025年) 【3年前】 滋賀県 | 開催決定・会期決定 | | |
| 令和8年度 (2026年) 【2年前】 青森県 | リハーサル大会 (宮崎) | <ul style="list-style-type: none"> ○設立総会開催 ○第1回総会開催 (R8.5月) ○総会・常任委員会・各専門委員会 開催 (随時開催) | 3市町合同推進室(※) 設置 (実行委員会事務局) |
| 令和9年度 (2027年) 【1年前】 宮崎県 | 国民スポーツ大会リハーサル大会開催 | | |
| 令和10年度 (2028年) 【開催年】 長野県 | 第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会 | | |
| | | 解散総会 (令和11年3月) | |

※トライアスロン競技3市町合同推進室

信州やまなみ国スポ トライアスロン競技3市町合同実行委員会 設立趣意書（案）

国民スポーツ大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的として開催されています。

近年、ライフスタイルの多様化、デジタル技術の急速な進展といった社会情勢の大きな変化に加え、人々の健康やウェルビーイング（心身の幸福）への関心、そして持続可能な社会の実現に向けた意識が飛躍的に高まっており、スポーツは単なる身体活動に留まらず、健康増進、地域コミュニティの活性化、そして豊かな人間関係を育むうえで不可欠な要素として、その重要性がより一層増し、生涯スポーツ社会の実現に向けた取組が求められています。

このような中で、令和10年に長野県で開催される第82回国民スポーツ大会では、昭和53年に開催された「やまびこ国体」から50年目となる節目の大会となり、トライアスロン競技が、諏訪湖を舞台に諏訪市、岡谷市、下諏訪町の3市町において合同開催されることは、地域住民のスポーツへの関心を高め、更なるスポーツの活動の普及や発展に大きく寄与することが期待されます。

さらに、本大会の開催は、競技の普及・発展に留まらず、3市町が地域を越えて一体となり、連携を深めることができ、地域住民の健康増進や元気で活力のある地域づくりに繋がり、豊かな自然や歴史と伝統など各市町の魅力を全国へ発信する絶好の機会でもあります。

このような極めて意義ある大会を成功に導くために、諏訪市、岡谷市、下諏訪町の3市町が一丸となり、関係機関・団体、そして行政が、それぞれの立場から知恵と力を結集し、各界代表者の参画を得て「信州やまなみ国スポ トライアスロン競技3市町合同実行委員会」を設立するものであります。

令和8年5月11日

信州やまなみ国スポ トライアスロン競技3市町合同実行委員会 会則（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 この会則は、第82回国民スポーツ大会において、諏訪市・岡谷市・下諏訪町（以下「3市町」という。）で開催されるトライアスロン競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

（名称）

第2条 この会則に基づき設置される組織は、信州やまなみ国スポ トライアスロン競技3市町合同実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（所掌事項）

第3条 実行委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 競技会の開催及び運営に必要な方針並びに計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連携調整に関すること。
- (6) その他競技会の円滑な運営に必要な事項に関すること。

第2章 組織

（実行委員会の委員）

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 3市町を代表する者
- (2) 3市町議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員の数及び選任)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 常任委員 50名以内
- (4) 監事 2名

2 会長は、諏訪市長をもって充てる。

3 副会長、常任委員及び監事は、委員の中から総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、会務を総理し、実行委員会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第11条第6項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査し、その結果を総会に報告する。

(任期等)

第7条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱された日から実行委員会の目的が達成された日までとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れたときは、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、総会において報告するものとする。

4 委員等は無報酬とする。

(顧問及び参加)

第8条 実行委員会に、顧問及び参加を置くことができる。

2 顧問及び参加は、会長が委嘱する。

- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 5 顧問及び参与は、無報酬とする。
- 6 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第9条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第10条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。
ただし、総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。
(常任委員会)

第11条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。

2 常任委員会の委員長は、会長をもって充てる。

3 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

4 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれを務める。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 総会から委任された事項に関すること。

(2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託又は委任に関すること。

(3) 総会を招集する時間的余裕がない緊急な事項に関すること。

(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

7 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会において準用する。

8 常任委員会は、第6項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員から報告があった事項に関し、必要に応じて総会に報告するものとする。

(専門委員会)

第12条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査又は審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

4 第7条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第13条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集する時間的余裕がないとき又は総会等の権限に属する事項で簡易な場合については、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第14条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 その他事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第15条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第16条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第17条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第18条 実行委員会は、競技会の運営に関する事項が完了したときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、別に定めた合意書に基づき、それぞれに帰属するものとする。

第8章 補則

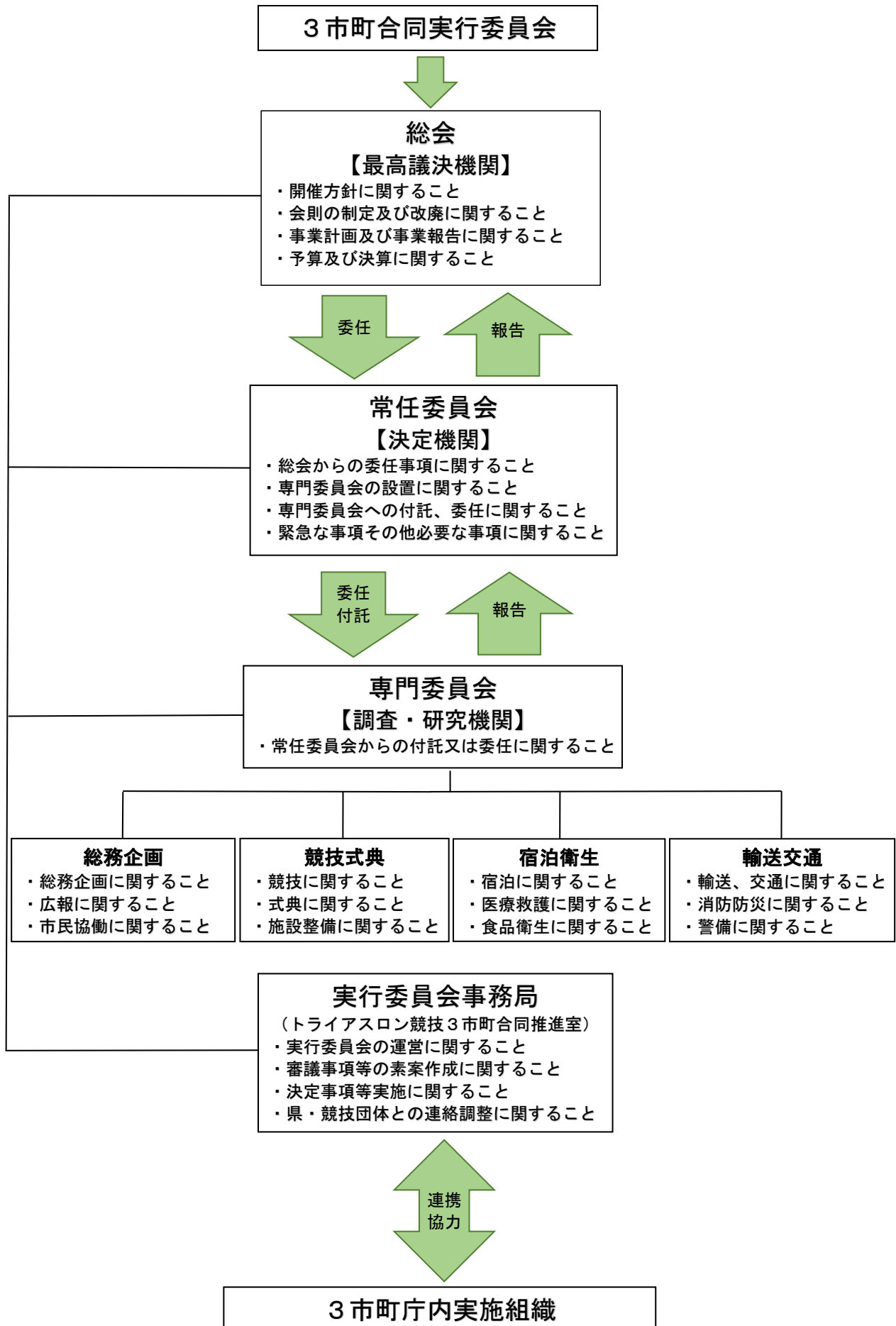
(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和8年5月11日から施行する。

信州やまなみ国スポーツトライアスロン競技3市町合同実行委員会組織図（案）



議案第3号

信州やまなみ国スポ トライアスロン競技3市町合同実行委員会名簿(案)

(順不同・敬称略)

| 役職 | 機関・所属団体及び役職 | 氏名 | |
|----------------|---------------------------|-----------|-----------|
| 会長 | 諏訪市長 | 金子 ゆかり | |
| 副会長 | 岡谷市長 | 早出 一真 | |
| 副会長 | 下諏訪町長 | 宮坂 徹 | |
| 役職 | 機関・所属団体及び役職 | 氏名 | |
| 常任委員 (諏訪市) | 諏訪市副市長 | 後藤 慎二 | 市関係 |
| | 諏訪市教育長 | 三輪 晋一 | 市関係 |
| | 諏訪市議会議長 | 牛山 正 | 市議会関係 |
| | 諏訪警察署 署長 | 新井 斉 | 行政関係 |
| | 諏訪広域消防本部 消防長 | 上原 昭司 | 行政関係 |
| | 諏訪市スポーツ協会 会長 | 佐久 秀幸 | スポーツ関係 |
| | 長野県トライアスロン協会 会長 | 小林 洋 | スポーツ関係 |
| | 諏訪市小中学校校長会 会長 | 牛越 雅紀 | 教育・学校関係 |
| | 高等学校校長会 | 藤澤 幹彦 | 教育・学校関係 |
| | (一社)諏訪観光協会 会長 | 佐久 秀幸 | 宿泊・観光関係 |
| | 諏訪湖温泉旅館協同組合 理事長 | 小松 弘人 | 宿泊・観光関係 |
| | 諏訪商工会議所 会頭 | 山谷 恭博 | 産業・経済関係 |
| | 信州諏訪農業協同組合 代表理事組合長 | 小平 淳 | 産業・経済関係 |
| | 諏訪湖漁業協同組合 代表理事組合長 | 藤森 恵吉 | 産業・経済関係 |
| | 諏訪地区タクシー事業協同組合 理事長 | 山谷 恭博 | 輸送・交通関係 |
| | (公社)長野県バス協会(南信:伊那バス(株)) | 畑 政城 | 輸送・交通関係 |
| | (一社)諏訪市医師会 会長 | 高林 康樹 | 医療・福祉関係 |
| | 諏訪市社会福祉協議会 会長 | 宮下 和昭 | 社会・市民団体関係 |
| | 諏訪湖安全対策警察連絡協議会 会長 | 横山 真 | 社会・市民団体関係 |
| 常任委員 (岡谷市) | 岡谷市副市長 | 藤澤 正 | 市関係 |
| | 岡谷市教育長 | 宮坂 享 | 市関係 |
| | 岡谷市議会議長 | 吉田 浩 | 市議会関係 |
| | 岡谷警察署長 | 池上 伝 | 行政関係 |
| | (公財)岡谷市スポーツ協会 会長 | 武井 富美男 | スポーツ関係 |
| | 岡谷市小中学校校長会 会長 | 竹内 良之 | 教育・学校関係 |
| | 岡谷市観光協会 会長 | 薩摩 建 | 宿泊・観光関係 |
| | 岡谷商工会議所 会頭 | 小宮山 英利 | 産業・経済関係 |
| | 岡谷市医師会 会長 | 野村 忠利 | 医療・福祉関係 |
| 岡谷市社会福祉協議会 会長 | 小口 明則 | 社会・市民団体関係 | |
| 常任委員 (下諏訪町) | 下諏訪町副町長 | 小松 信彦 | 町関係 |
| | 下諏訪町教育長 | 山田 典史 | 町関係 |
| | 下諏訪町議会議長 | 中山 透 | 町議会関係 |
| | NPO下諏訪町スポーツ協会 会長 | 北澤 裕 | スポーツ関係 |
| | 下諏訪町校長会 会長 | 野村 修治 | 教育・学校関係 |
| | 下諏訪観光協会 会長 | 原 昭一 | 宿泊・観光関係 |
| | 下諏訪温泉旅館組合 組合長 | 武居 智子 | 宿泊・観光関係 |
| | 下諏訪商工会議所 会頭 | 小林 秀年 | 産業・経済関係 |
| | 諏訪郡医師会下諏訪地区医師会 幹事(有隣会) | 相澤 万象 | 医療・福祉関係 |
| | アルピコリゾート&ライフ株式会社 事業企画部 部長 | 堀内 敬志 | 宿泊・観光関係 |
| | 下諏訪町社会福祉協議会 会長 | 濱 克典 | 社会・町民団体関係 |

| 役職 | 機関・所属団体及び役職 | 氏名 | |
|-----------------------|-------------|-------|-----|
| 監事 (岡谷市) (下諏訪町) | 岡谷市会計管理者 | 小松 隆広 | 市関係 |
| | 下諏訪町会計管理者 | 堀内 憲隆 | 町関係 |

| 役職 | 機関・所属団体及び役職 | 氏名 | | |
|-----------------------|----------------------------------|-------------------|-----------|-----------|
| 委員 (諏訪市) | 長野県諏訪地域振興局 局長 | 山口 恭子 | 行政関係 | |
| | 長野県諏訪建設事務所 所長 | 木下 英樹 | 行政関係 | |
| | 長野県諏訪保健福祉事務所 所長 | 小林 良清 | 行政関係 | |
| | 長野県トライアスロン協会 理事長 | 横田 由紀子 | スポーツ・競技関係 | |
| | 諏訪市スポーツ協会 副会長 | 有賀 文夫 | スポーツ・競技関係 | |
| | 諏訪市スポーツ協会 副会長 | 塩原 晴彦 | スポーツ・競技関係 | |
| | 諏訪市スポーツ推進委員会 会長 | 太田 直行 | スポーツ・競技関係 | |
| | 諏訪市スポーツ少年団本部長 | 五味 善夫 | スポーツ・競技関係 | |
| | 日本赤十字社 諏訪赤十字看護専門学校 学校長 | 久島 英雄 | 教育・学校関係 | |
| | 長野県福祉大学校 学校長 | 血脇 秀明 | 教育・学校関係 | |
| | 学校法人 エスイー学園 常務理事 | 米窪 雅弘 | 教育・学校関係 | |
| | 諏訪市水道温泉事業協同組合 理事長 | 濱 隆幸 | 産業・経済関係 | |
| | 諏訪市下水道指定工事店協会 会長 | 金子 正義 | 産業・経済関係 | |
| | 諏訪建設労働組合 組合長 | 岡崎 広幸 | 産業・経済関係 | |
| | 諏訪市建設業協会 会長 | 両角 博行 | 産業・経済関係 | |
| | 諏訪食品衛生協会 会長 | 千田 忠司 | 宿泊・観光関係 | |
| | 東日本旅客鉄道株式会社長野支社上諏訪駅・下諏訪駅 駅長 | 箱山 真樹 | 輸送・交通関係 | |
| | 中日本高速道路株式会社東京支社 松本保全・サービスセンター 所長 | 青柳 雄馬 | 輸送・交通関係 | |
| | 諏訪市歯科医師会 会長 | 小口 俊和 | 医療・福祉関係 | |
| | 諏訪薬剤師会 会長 | 古屋 真一 | 医療・福祉関係 | |
| | (公社)長野県看護協会 諏訪支部 副支部長 | 小山 泰仙 | 医療・福祉関係 | |
| | 諏訪広域消防本部諏訪消防署 署長 | 玉置 淳 | 警備・消防関係 | |
| | 諏訪市消防団 団長 | 小池 敏彦 | 警備・消防関係 | |
| | 諏訪交通安全協会諏訪支部 支部長 | 小川 智一 | 警備・消防関係 | |
| | (公社)諏訪圏青年会議所 理事長 | 北原 悠二郎 | 社会・市民関係団体 | |
| | 諏訪市PTA連合会 会長 | 長谷 亮祐 | 社会・市民関係団体 | |
| | 諏訪市総務部 部長 | 細野 浩一 | 市関係 | |
| | 諏訪市企画部 部長 | 前田 孝之 | 市関係 | |
| | 諏訪市教育委員会 次長 | 小林 純子 | 市関係 | |
| | 委員 (岡谷市) | (公財)岡谷市スポーツ協会 副会長 | 宮坂 伸 | スポーツ・競技関係 |
| | | (公財)岡谷市スポーツ協会 副会長 | 武井 千尋 | スポーツ・競技関係 |
| | | (公財)岡谷市スポーツ協会 副会長 | 中楯 泉 | スポーツ・競技関係 |
| 岡谷市スポーツ推進委員会 委員長 | | 田中 仁之 | スポーツ・競技関係 | |
| 岡谷市スポーツ少年団本部長 | | 宇治 浩 | スポーツ・競技関係 | |
| 岡谷市水道事業協同組合 理事長 | | 原 功 | 産業・経済関係 | |
| 岡谷建設労働組合 組合長 | | 花岡 光夫 | 産業・経済関係 | |
| 岡谷建設事業協同組合 | | 小口 功 | 産業・経済関係 | |
| 東日本旅客鉄道株式会社長野支社岡谷駅 駅長 | | 山口 雅人 | 輸送・交通関係 | |
| 岡谷下諏訪歯科医師会 会長 | | 溝口 英治 | 医療・福祉関係 | |
| 岡谷市薬剤師会 会長 | | 若田 直樹 | 医療・福祉関係 | |
| 諏訪広域消防本部岡谷消防署 署長 | | 濱 剛 | 警備・消防関係 | |
| 岡谷市消防団 団長 | | 上沼 隆弘 | 警備・消防関係 | |
| 岡谷交通安全協会 会長 | | 柳澤 隆嗣 | 警備・消防関係 | |
| 岡谷市PTA連合会 会長 | | 小口 翼 | 社会・市民関係団体 | |
| 岡谷市総務部 部長 | | 帯川 豊博 | 市関係 | |
| 岡谷市企画政策部 部長 | | 木下 稔 | 市関係 | |
| 岡谷市教育部 部長 | | 両角 秀孝 | 市関係 | |

| 役職 | 機関・所属団体及び役職 | 氏名 | |
|---------------|---------------------------|---------|-----------|
| 委員 (下諏訪町) | 下諏訪町区長会 会長 | 清水 晃 | 社会・町民関係団体 |
| | NPO下諏訪町スポーツ協会 副会長 | 長幅 政博 | スポーツ・競技関係 |
| | NPO下諏訪町スポーツ協会 副会長 | 直井 賢治 | スポーツ・競技関係 |
| | 下諏訪町スポーツ推進委員会 会長 | 吉澤 正彦 | スポーツ・競技関係 |
| | 下諏訪町水道組合 組合長 | 望月 勉 | 産業・経済関係 |
| | 下諏訪建設労働組合 組合長 | 西村 敏晴 | 産業・経済関係 |
| | (一社)長野県建設業協会諏訪支部下諏訪分会 分会長 | 有賀 守 | 産業・経済関係 |
| | 下諏訪町諏訪湖浄化推進連絡協議会 会長 | 小口 順也 | 社会・市民関係団体 |
| | ガールスカウト長野県第15団 団委員長 | 小日向 みちほ | 社会・市民団体関係 |
| | 諏訪広域消防本部下諏訪消防署 署長 | 福本 晃 | 警備・消防関係 |
| | 下諏訪町消防団 団長 | 今井 一彦 | 警備・消防関係 |
| | 諏訪交通安全協会下諏訪支部 支部長 | 山田 毅 | 警備・消防関係 |
| | 下諏訪町PTA連合会 会長 | 榊原 利狼 | 社会・市民関係団体 |
| | 下諏訪町総務課 課長 | 吉池 泰宜 | 町関係 |
| | 下諏訪町総合政策課 課長 | 北澤 勝己 | 町関係 |
| 下諏訪町教育こども課 課長 | 大澤 崇 | 町関係 | |

| 役職 | 機関・所属団体及び役職 | 氏名 | |
|--------------|----------------------|--------|-------|
| 顧問 (諏訪市) | 長野県議会 議員 | 宮下 克彦 | 県議会関係 |
| | 諏訪市議会 副議長 | 横山 真 | 市議会関係 |
| | 諏訪市議会 総務産業委員会 委員長 | 小山 博子 | 市議会関係 |
| | 諏訪市議会 社会文教委員会 委員長 | 牛山 実弦 | 市議会関係 |
| | 諏訪市教育委員会 教育長職務代理者 | 岩波 健一 | 市関係 |
| 顧問 (岡谷市) | 長野県議会 議員 | 毛利 栄子 | 県議会関係 |
| | 長野県議会 議員 | 共田 武史 | 県議会関係 |
| | 岡谷市議会 副議長 | 山崎 仁 | 市議会関係 |
| | 岡谷市議会 総務委員会 委員長 | 中島 秀明 | 市議会関係 |
| | 岡谷市議会 社会委員会 委員長 | 早出 すみ子 | 市議会関係 |
| | 岡谷市議会 産業建設委員会 委員長 | 藤森 弘 | 市議会関係 |
| | 岡谷市教育委員会 教育長職務代理者 | 太田 博久 | 市関係 |
| 顧問 (下諏訪町) | 下諏訪町議会 副議長 | 松井 節夫 | 町議会関係 |
| | 下諏訪町議会 総務経済常任委員会 委員長 | 林 吉広 | 町議会関係 |
| | 下諏訪町議会 生活文教常任委員会 委員長 | 花岡 進 | 町議会関係 |
| | 下諏訪町教育委員会 教育長職務代理者 | 木村 一恵 | 町関係 |

| 役職 | 機関・所属団体及び役職 | 氏名 | |
|----|--------------------|--------|------|
| 参与 | 信濃毎日新聞社 諏訪支社 支社長 | 高森 元子 | 報道関係 |
| | 長野日報社 代表取締役社長 | 村上 智仙 | 報道関係 |
| | 岡谷市民新聞社 代表取締役 | 薩摩 建 | 報道関係 |
| | 読売新聞 諏訪支局 支局長 | 笹森 春樹 | 報道関係 |
| | 中日新聞 飯田支局 支局長 | 比護 正史 | 報道関係 |
| | 時事通信社 中南信支局 支局長 | 唐沢 匡紀 | 報道関係 |
| | エルシーブイ株式会社 代表取締役社長 | 武居 賢次朗 | 報道関係 |
| | 日本放送協会長野放送局 局長 | 松谷 豊 | 報道関係 |
| | 信越放送株式会社 常務取締役 | 水澤 文一 | 報道関係 |
| | 株式会社長野放送 代表取締役社長 | 須垣 有司 | 報道関係 |
| | 株式会社テレビ信州 報道制作局長 | 篠原 弘和 | 報道関係 |
| | 長野朝日放送株式会社 報道制作部長 | 箱田 博正 | 報道関係 |

**信州やまなみ国スポ
トライアスロン競技3市町合同実行委員会
役員・委員等の委嘱について**

信州やまなみ国スポ トライアスロン競技3市町合同実行委員会会則第4条、第5条及び第8条の規定により、役員、委員、顧問及び参与を3市町合同実行委員会名簿のとおり委嘱するものとする。

| 実行委員会 | | 常任委員会 | |
|-------|------|-------|-----|
| 会長 | 1名 | 会長 | 1名 |
| 副会長 | 2名 | 副会長 | 2名 |
| 常任委員 | 40名 | 常任委員 | 40名 |
| 監事 | 2名 | 計 | 43名 |
| 委員 | 63名 | | |
| 顧問 | 16名 | | |
| 参与 | 12名 | | |
| 計 | 136名 | | |

第 1 回 総 会

信州やまなみ国スポ トライアスロン競技
3市町合同実行委員会
第1回総会 次第

令和8年5月11日(月)

下諏訪総合文化センター 小ホール

1 開 会

2 議 事

議案第1号 信州やまなみ国スポ
トライアスロン競技3市町合同開催基本方針(案)について

議案第2号 信州やまなみ国スポ トライアスロン競技
3市町合同実行委員会 令和8年度事業計画(案)について

議案第3号 信州やまなみ国スポ トライアスロン競技
3市町合同実行委員会 令和8年度収支予算(案)について

議案第4号 信州やまなみ国スポ トライアスロン競技3市町合同実行委員会
総会から常任委員会への委任事項(案)について

3 報告事項

信州やまなみ国スポ トライアスロン競技3市町合同実行委員会事務局規程

4 その他

5 閉 会

信州やまなみ国スポ トライアスロン競技3市町合同開催基本方針（案）

1 基本方針

第82回国民スポーツ大会では、諏訪市、岡谷市、下諏訪町の英知と情熱を結集し、地域住民、関係機関・団体、行政が一体となって大会運営に取り組み、全国各地から訪れる人々を温かな「おもてなしの心」でお迎えし、記憶に残る魅力あふれる大会の実現を目指します。

また、本大会の開催を契機として、地域住民のスポーツへの関心を高め、より一層のスポーツの普及と振興を推進するとともに、諏訪圏域の恵まれた自然環境や歴史・産業・文化といった多様な魅力を発信できる絶好の機会と捉え、地域全体の新たな活力と賑わいの創出を図ります。

2 実施目標

(1) 地域の魅力を全国に発信する大会

全国から訪れる全ての方々を心のこもった『おもてなし』でお迎えし、歴史や文化、食など諏訪市、岡谷市、下諏訪町の魅力を全国に発信し、地域ブランドの向上と活性化につながる大会を目指します。

(2) スポーツで心身の健康づくりのきっかけとなる大会

地域住民ひとり一人がスポーツに関心を持ち、心身の健康増進とウェルビーイング（心身の幸福）の向上に繋がる大会を目指します。

(3) 生涯スポーツの推進につなげる大会

本大会を契機として、年齢や能力、障がいの有無に関わらず、地域住民ひとり一人が気軽にスポーツに親しめる生涯スポーツの更なる普及と推進につながる大会を目指します。

議案第2号

信州やまなみ国スポ トライアスロン競技3市町合同実行委員会 令和8年度事業計画（案）

信州やまなみ国スポ トライアスロン競技3市町合同実行委員会の令和8年度事業計画は次のとおりとする。

1 会議の開催

- (1) 総会
設立総会・第1回総会（令和8年5月11日）
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

2 準備事務の推進

- (1) 専門委員会の設置
- (2) 広報・啓発活動等の推進
- (3) 各種調査への対応
- (4) その他競技会の開催準備に必要な業務の推進

3 関係機関及び競技団体との連絡調整

- (1) 長野県（国スポ・全障スポ大会局）との連絡調整
- (2) 競技団体等との連絡調整

4 先催地の開催準備に係る調査・研究

- (1) 第80回国民スポーツ大会（青森県）の視察
- (2) 第81回国民スポーツ大会リハーサル大会（宮崎県）の視察
- (3) 先催市の開催・準備状況の情報収集

信州やまなみ国スポーツトライアスロン競技3市町合同実行委員会 令和8年度収支予算(案)

○収入の部

(単位:千円)

| 科 目 | 予 算 額 | 説 明 |
|-----|-------|--------------------------|
| 負担金 | 3,922 | 3市町負担金 (諏訪市・岡谷市・下諏訪町) |
| 補助金 | 687 | 市町村施設整備費補助金 |
| 諸収入 | 1 | 預金利息等 |
| 合 計 | 4,610 | |

○支出の部

(単位:千円)

| 科 目 | 予 算 額 | 説 明 |
|-------|-------|-----------------------------|
| 総務費 | 1,316 | |
| 会議費 | 330 | 総会開催経費 |
| 事務局費 | 986 | 消耗品費、賃借料・使用料 等 |
| 開催推進費 | 2,794 | |
| 調査費 | 507 | リハ大会、本大会視察・報告会、 中央競技団体会議 |
| 委託費 | 2,282 | トライアスロン会場設営設計 等 |
| 公課費 | 5 | 収入印紙 |
| 予備費 | 500 | |
| 合計 | 4,610 | |

議案第4号

信州やまなみ国スポ トライアスロン競技3市町合同実行委員会総会から 常任委員会への委任事項（案）

信州やまなみ国スポ トライアスロン競技3市町合同実行委員会会則第11条第6項第1号の規定に基づく総会から常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

1. 開催準備の総合企画及び運営に関すること。
2. 競技会場、競技運営及び式典に関すること。
3. 宿泊、医事及び衛生に関すること。
4. 輸送、交通、警備及び消防に関すること。
5. 広報及び市民運動に関すること。
6. その他会務に必要な事項に関すること。

報告事項

信州やまなみ国スポ トライアスロン競技3市町合同実行委員会 事務局規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、信州やまなみ国スポ トライアスロン競技3市町合同実行委員会会則（以下「会則」という。）第14条の規定に基づき、信州やまなみ国スポ トライアスロン競技3市町合同実行委員会（以下「実行委員会」という。）の事務局の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 実行委員会の事務局（以下「事務局」という。）は、下諏訪体育館条例（昭和52年町条例第19号）に規定する下諏訪体育館内に置く。

(所掌事務)

第3条 事務局は次の各号に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 事務局の組織、人事、服務等に関すること。
- (2) 総会、常任委員会及び専門委員会の事務に関すること。
- (3) 実行委員会の事業計画及び事業報告に関すること。
- (4) 実行委員会の予算及び決算に関すること。
- (5) その他実行委員会の運営に関し必要な事項に関すること。

(職員)

第4条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 事務局係員

2 事務局の職員は、別表1に掲げる職名に応じ、それぞれ別表に掲げる市町村の職員をもって充てる。

3 事務局職員は、信州やまなみ国スポ トライアスロン競技3市町合同実行委員会会長（以下「会長」という。）が任免する。

(職務)

第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括するものとし、会長が民法（明治29年法律第89号）第108条に規定する双方代理の禁止規定に抵触する契約を締結しようとするときは、その職務を委任する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。また、事務局長の命を受け、事務局の事務の統括

に当たる。

3 事務局係員は、上司の命を受け、事務を処理する。

(服務)

第6条 職員の服務については、当該職員が属する地方公共団体の職員服務規程の例による。

第2章 決裁

(会長の権限に属する事項)

第7条 会長の権限に属する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 総会の招集に関する事。

(2) 総会に付すべき事項に関する事。

(3) 実行委員会の委員及び役員(以下「委員等」という。)の委嘱等に関する事。

(4) 実行委員会の規程等の制定改廃に関する事。

(5) 前各号に掲げるもののほか、実行委員会の運営について特に重要と認められる事項に関する事。

(専決事項等)

第8条 事務局長及び事務局次長の専決事項は、諏訪市事務専決及び代決規程(昭和60年訓令第2号)を準用する。この場合において、副市長及び部長の区分は事務局長の決裁事項とし、それ以外の区分は事務局次長の専決事項とする。

2 前項の規定にかかわらず、特に重要又は異例であると認められる事項については、会長の指示を受けなければならない。

(代決)

第9条 会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名した副会長が代決する。

2 事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。

3 前2項の規定により代決した事項については、速やかに会長及び事務局長に報告しなければならない。ただし、あらかじめ処理の方針を示されたもの又は定例若しくは軽易なものについては、この限りでない。

第3章 文書の取扱い

(文書の記号及び番号)

第10条 文書には、記号及び番号を付けるものとする。ただし、軽易な文書については、これを省略することができる。

2 文章の記号は、「3国ス実」とする。

3 文書の番号は、会計年度ごとの一連番号とする。

(文書の保存)

第11条 事務の処理が完結した文書は、事務局において編集し、諏訪市文書管理規程（平成14年訓令第4号）を準用し、保存しなければならない。

2 会則第18条の規定により実行委員会が解散したときは、保存する文書を諏訪市、岡谷市及び下諏訪町へ引き継ぐものとする。

第4章 公印

(公印)

第12条 実行委員会の公印は、別表2のとおりとする。

2 前項の公印は、事務局次長が管理する。

(準用)

第13条 この章に定めるもののほか、公印の取扱いについては、諏訪市の例による。

第5章 財務

(旅費等)

第14条 旅費の額及びその支給方法については、諏訪市職員等の旅費支給条例（昭和32年条例第35号）及び諏訪市職員等の旅費支給条例施行規則（昭和33年規則第1号）の例による。

(費用弁償)

第15条 実行委員会の委員等が会務のために旅行したときは、その旅費について費用弁償することができる。ただし、実行委員会の会議の出席に要する経費については、この限りではない。

2 前項において支給される費用弁償の額及び支給方法については、前条の例による。

(予算)

第16条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。

2 事務局長は、予算の議決後に生じた理由に基づき予算を変更する場合は、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

(決算)

第17条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調整し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

2 会長は、会則第16条の規定により監査を受けるときは、収支決算書その

他証拠書類を監事に提出しなければならない。

(出納員)

第18条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。

2 出納員は、事務局長をもって充てる。

(出納閉鎖)

第19条 毎会計年度の出納は、当該年度の3月末日をもって閉鎖する。

(金融機関の指定)

第20条 現金の出納は、事務局長が指定する金融機関を通じて行うものとする。

(準用)

第21条 この章に定めるもののほか、財務に関し必要な事項は、諏訪市財務規則（昭和55年規則第1号）を準用する。

第6章 補則

(委任)

第22条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織及び運営について必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年 月 日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

| 職名 | 市 町 |
|-------|---------------|
| 事務局長 | 諏訪市職員（課長相当級） |
| 事務局次長 | 岡谷市職員（係長相当級） |
| 事務局係員 | 下諏訪町職員（係員相当級） |

別表 2（第 1 2 条関係）

| 公印の種類 | ひな型 | 形状 | 寸法 | 書体 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------------|---|----|----|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|---|---|---|--|---|---|---|--|---|--|--|-----|--------------------|----|
| 信州やまなみ 国スポ3市町 合同実行委員 会会長 | <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td>会</td><td>合</td><td>国</td><td>信</td></tr> <tr> <td>長</td><td>同</td><td>ス</td><td>州</td></tr> <tr> <td>之</td><td>実</td><td>ポ</td><td>や</td></tr> <tr> <td>印</td><td>行</td><td>3</td><td>ま</td></tr> <tr> <td></td><td>委</td><td>市</td><td>な</td></tr> <tr> <td></td><td>員</td><td>町</td><td>み</td></tr> <tr> <td></td><td>会</td><td></td><td></td></tr> </table> | 会 | 合 | 国 | 信 | 長 | 同 | ス | 州 | 之 | 実 | ポ | や | 印 | 行 | 3 | ま | | 委 | 市 | な | | 員 | 町 | み | | 会 | | | 正方形 | 24 ^{ミリ} 角 | 隸書 |
| 会 | 合 | 国 | 信 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 長 | 同 | ス | 州 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 之 | 実 | ポ | や | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 印 | 行 | 3 | ま | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 委 | 市 | な | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 員 | 町 | み | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

【トライアスロン競技3市町合同実行委員会事務局】

○職員名

| 職名 | 氏名 |
|-------|-------|
| 事務局長 | 小平 茂徳 |
| 事務局次長 | 下城 裕康 |
| 係員 | 佐藤 龍我 |

○連絡先

〒393-0087 諏訪郡下諏訪町 4611-11（下諏訪体育館 1 階）

TEL 0266-78-4157（直通）

0266-27-1111（内線 703）

FAX 0266-78-4183

Mail : 2028triathlon@town.shimosuwa.lg.jp



SUWA City

シゼンとヒトがつながる、すわ。

湖に映える、美しいものづくりのまち

○岡谷市 OKAYA



しもすわまち

下諏訪町

Shimosuwa Town